

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人大崎誠心会

女性が活躍できる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

2 当法人の課題

- (1) 職員に占める女性割合と比べて、女性の管理職割合が低い。
- (2) 配属事業所や職種により、年次有給休暇の年間取得日数に差が生じている。

3 目標・取組内容

目標1 係長級の役職者に占める女性割合を40%以上にする。

<取組内容>

令和7年4月～

- ・キャリアパスでの職階に応じた研修の受講を促進する。
- ・仕事と家庭生活両立のため、利用可能な両立支援制度に関する周知を行う。
- ・個別面談等により、育児や介護等の状況を把握し就労継続しやすい環境の整備に努める。

目標2 年次有給休暇の年間取得日数を7日以上にする。(年間付与日数が10日未満の場合は、70%以上とする)

<取組内容>

令和7年4月～

- ・管理者会議を通じて職員への周知を行う。
- ・業務改善による業務の効率化を図る等、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を行う。
- ・定期的に年次有給休暇の取得状況を確認し、状況に応じて管理者からの働きかけを行う。